

# 大阪府土地利用基本計画の変更について

## 説 明 資 料

(計画書の改定)

1. 大阪府土地利用基本計画書新旧表
2. 関係行政機関との調整内容

(計画図の変更)

3. 五地域区分の変更概要
4. 変更箇所図
5. 関係行政機関との調整経過

平成25年1月



# 1. 大阪府土地利用基本計画書新旧表

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
<p>全体</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>1 土地利用の基本方向 (1)土地利用の基本方向</p>	<p>『である』調</p> <p>(2) 地域別の土地利用の基本方向</p> <p>(3) 土地利用の原則</p> <p>(参考2) 府内地域区分図</p> <p>(追加)</p> <p>本大阪府土地利用基本計画(以下「本基本計画」という。)は、大阪府の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画(全国計画及び大阪府計画)を基本として策定するものである。 国土利用計画法に基づく土地取引規制、及び土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するにあたっての基本となる計画である。 すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等(以下「個別規制法」という。)に基づく諸計画に対する上位計画として行政内部の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>土地は、過去における府民の活動の成果を踏まえ現在に至り、将来の府民のさらなる発展のための限られた資源として、生活及び社会経済活動の共通の基盤となるものである。 ゆとりとるおいのある環境の創出と内外にひらかれた元気で活力ある世界都市大阪の実現をめざし、関西ひいてはわが国の発展に貢献するために、府域の将来の土地利用を定めるにあたっては、公共の福祉を優先させるといふ土地基本法の趣旨を踏まえるとともに、「土地の総合的な利用価値の創出」「大阪府の特性を活かした土地利用」及び「時間軸を考慮した土地利用」を基本理念とし、次の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うこととする。</p>	<p>『です・ます』調</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 土地利用の原則</p> <p>(削除)</p> <p>(参考2) 用語解説</p> <p>本大阪府土地利用基本計画(以下「本基本計画」という。)は、大阪府の区域について、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画(全国計画及び大阪府計画)を基本として策定するものです。 本基本計画は、土地利用の基本方向と「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、及び土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画について定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図るものです。</p> <p>①土地利用の基本理念 土地は、将来の府民のさらなる発展のための限りある資源であり、生活や社会経済活動の共通の基盤となるものです。 大阪府域の将来の土地利用を定めるにあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境を保全しつつ、健康で文化的な生活環境の確保と持続可能な発展を目指し、次の土地利用を図ることとします。 ・大阪の特性・魅力を活かした土地利用 鉄道・道路等広域交通ネットワークの発達や、自然・文化・歴史的資源や多様な産業の集積など、大阪の特性・魅力を活かした土地利用を図ります。</p>	<p>実態に基づき明確化。</p> <p>大阪府国土利用計画の改定などに伴うもの。(平成22年10月改定)</p>

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>① 質の向上・量の確保</p> <p>○ 空間の共同利用(ルールの確立)</p> <p>限定された府域の土地利用の質的向上を図るために、地域特性を踏まえ、地域空間の共有性を構築する住民主体のまちづくりや、公的空間だけでなく民有地の景観・歴史的資産・防災空間・自然環境などの共有性を高めるなど、セミパブリックの考え方を取り入れ、共有空間の再評価を進め、土地の共同利用拡大のルールを確立していく。</p> <p>○ 土地の多目的利用(質の多層化)</p> <p>土地利用は、地目に分類される本来目的に加えて、文化・歴史や環境・防災機能などのような多面的な価値があり、このような多様な土地利用の特性を、重要な要素として評価し、拡大・連携していくことで多目的利用を図り、土地の質を高めていく。</p> <p>○ 空間の多層利用(量の多層化)</p> <p>ゆとりある健康的な生活空間を、限定された土地において展開していくために、特に高密化した市街地においては、土地の多層の利用が有効であることから、地下空間の利用や河川・道路と建物等との立体的整備などのように、大深度地下利用も含めた土地利用の多層化と、それによる空間の創出を計画的に進めていく。</p> <p>② 土地利用のコントラスト</p> <p>長期的な視点のもと、それぞれの地域の特性に応じた個性的でコントラストをつけた土地利用を進めるため、都市機能の集積が高く、土地の高度化・多層利用が必要な大阪都心部や駅前などの都市拠点や、自然と調和した低層でゆとりある土地利用を維持する郊外部、さらに、保全・整備すべき貴重な自然環境からなる大阪府の外縁部など、地域の独創性と総合的なバランスに応じて、メリハリがある土地利用を有効かつ計画的に図っていく。また、低未利用地についても、地域の環境改善やゆとり空間としての価値を評価しながら、土地利用のメリハリと暫定的な利用などを考慮し、計画的に有効利用を図っていく。</p> <p>③ 環境(自然・都市)の融合と活用</p> <p>都市化が進行した府域において、持続可能な循環型社会の形成をめざすため、森林や農地等の整備・保全にととめるとともに、都市環境における緑空間や水辺空間などの自然性の維持及び適正配置を重視し、生物多様性の確保による生態系の維持など、地球環境に与える負荷の軽減も考慮しつつ、自然と都市との共存を図っていく。また、土地利用の転換に際しては、土地利用の不可逆性、生態系をはじめとする自然の循環、自然系のネットワークに配慮し、計画性をもって、自然環境と都市環境の融合した活用を図っていく。</p>	<p>・人と自然が共生する土地利用</p> <p>環境保全を図りつつ豊かな生活が確保されるよう、環境負荷の少ない都市・地域づくりを進めるなど、人と自然が共生し発展し続けていくことのできる土地利用を図ります。</p> <p>・多面的な価値を活かした土地利用</p> <p>公有地だけでなく、民有地においても、環境・景観・防災等の観点における公益的な機能を評価し、緑地空間や防災空間といったセミパブリックな空間を広げるなど、多面的な価値を活かした土地利用を図ります。</p> <p>また、こうした土地利用を図り、大阪をより良い状態で次の世代へ継承していけるよう、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政とが、目指すべき土地利用の将来像を共有し、連携・協働して都市・地域づくりを進めていきます。</p> <p>②土地利用における大阪の将来像と基本方針</p> <p>都市活力の低下やグローバル化の進展、東日本大震災の教訓、地球環境問題の深刻化、新たなエネルギー社会の構築の必要性などを踏まえ適切かつ着実に対応していくため、にぎわい・活力・環境・景観・安全・安心の観点から、府域の土地利用を定めるにあたっては、次に挙げる大阪の目指すべき「将来像」とその実現に向けた「基本方針」に基づき、総合的かつ計画的に行うこととします。</p> <p>また、例えば、大阪の産業の特徴である多様性を活かし、環境や安全・安心等、様々な面と関連した産業振興等に関して、企業等の多様な主体と行政が、それらの関連性を認識し連携して取り組むなど、各種基本方針が複数の将来像に寄与するという点についても十分に留意する必要があります。</p> <p>②-1【将来像1:にぎわい・活力ある大阪】</p> <p>基本方針 a. 国内外から多様な企業や人が集まる都市の形成</p> <p>世界や日本の各都市との人・物の交流拡大を図るため、陸・海・空における広域的な交通ネットワークを強化していきます。</p> <p>・関西国際空港については、アジア・世界とのゲートウェイとして内外を結ぶ役割を果たせるよう、国際拠点空港にふさわしい機能の強化を促進します。また、なにわ筋</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>○ 周辺三山系の森林及び河川、ため池、農業用水路などの水辺を中心とする自然は、国土保全などの防災機能、生物生息空間の提供などの環境保全機能、循環型資源である木材等の林産物生産機能、さらには自然環境教育などの保健文化機能などの貴重な資源となることから、これらの自然環境の保全・整備につとめる。特に、周辺山地部においては、森林の保全・育成とともに、府民が美しい自然とふれあうことのできる場の形成につとめる。</p> <p>○ 山間部・周辺山系の林地と、市街地に挟まれた農地等については、生産活動と府民生活へゆとりとうるおいを与える場としての役割を果たすため、保全につとめる。</p> <p>○ 大阪湾ベイエリアについては、北部は先導的都市空間の再生により、港湾等海辺の特性を活かした交流、物流、生産、商業・業務、居住、文化、スポーツ、レクリエーションなど特色ある空間づくりを、南部は、水と緑の保全と活用を基本とした大都市近郊のリゾート施設整備や、海浜環境の改善による豊かな親水空間の形成などをそれぞれ推進する。</p> <p>○ 既成市街地については、地域特性に応じて土地の有効・高度利用を図るため、特に、密集市街地などにおいては、水害や地震等の災害に留意した道路・公園の整備、みどり空間・オープンスペースの確保によるゆとり環境の改善など、防災と自然の循環システムを踏まえた市街地の再整備を積極的に進める。新市街地については、既成市街地との整合を図りつつ、自然環境への負荷を慎重に考慮し、その特性を活かした豊かな都市環境の形成につとめる。</p> <p>○ 本府の特色である古墳群、伝統的なまちなみ、鎮守の森など、歴史を刻み風土を形成してきた土地利用については、府民に緑や良好な景観を与えることなどから、積極的に保全・整備を図っていく。</p> <p>④ 住の向上と交流ネットワーク</p> <p>○ 都市内部の充実と住の向上</p> <p>住宅ストックを有効に活用した住宅・住環境の改善など、特に都市内部のリノベーションにつとめるとともに、住環境の質の向上を図るため、居住空間の拡大、利便性や快適性を確保するとともに、美しい都市景観の形成等を図っていく。</p> <p>○ 多様な都市活動の実現</p> <p>多様なライフスタイルを実現し、生活の豊かさを実感できるまちづくりをめざした土地利用を図っていくため、職・住・遊・学など多様な都市活動基盤を計画的に配置するとともに、付加価値を高め、ゆとりとうるおいのある生活環境の創出をめざしていく。</p>	<p>線等による関西国際空港へのアクセス強化を促進します。さらに、人の交流空間としての空港の魅力づくりにも努めます。</p> <p>・阪神港については、国際コンテナ戦略港湾として日本全体の成長に貢献できるよう、国際競争力向上に向けた集荷力の強化や基幹航路の維持拡大など港湾機能の強化を図るとともに、関西国際空港との連携強化を図ります。</p> <p>・新名神高速道路や大阪都市再生環状道路等の整備促進により幹線道路ネットワークを強化し、物流の円滑化及び都市環境の改善を図ります。</p> <p>・おおさか東線等鉄道ネットワークの整備を促進し、ビジネスや観光面での利便性向上などを目的に新大阪・大阪駅等関西の玄関口と観光地等へのアクセス強化を図ります。</p> <p>大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点及びベイエリアにおいては商業・業務施設等の都市機能の集積を活かし、大阪のにぎわい・活力を牽引していく都市核の形成を図ります。</p> <p>また、世界をリードする大阪産業とするため、バイオ、環境・新エネルギー等の産業施設の立地環境を整備することにより、次世代産業の誘致・集積を図るとともに、これらを支えるものづくり産業の集積の維持・発展を図ることで、産業のポテンシャルを高めるとともに、関西広域での産業拠点間の連携を強化していきます。</p> <p>第二京阪道路や新名神高速道路等新たな幹線道路沿道では、高い立地ポテンシャルを有効に活用するため、周辺環境に十分配慮しつつ、工場・商業・流通施設等、企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用を図ります。</p> <p>観光面では、大阪にはUSJや海遊館等の主要な観光地以外にも、大阪城、難波宮跡や百舌鳥・古市等の古墳群、寺内町や歴史街道、近代建築物等、歴史・文化的に貴重な建築物・街並みを有する地区が数多く存在します。しかし、これらの多くは点在し、認知度も低く、観光資源としての形成につながっていない場合も見受けられます。</p> <p>そのため、歴史・文化的資源等を活かしたまちづくりを進めるとともに、各観光資源間のアクセスの向上や情報提供の強化を図ります。また、大阪の貴重な資源である「水の回廊」等、川を活かしたにぎわいづくりに取り組むなど、多彩なミュージアム都市として、府民、来訪者双方にとって、魅力ある快適な空間の創出と利用促</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>⑤ 産業の適正配置と活性化</p> <p>○ 産業社会の展開に応じた土地利用 既存ストックの集積とネットワーク、立地上の利点を活かした産業の活性化を図るため、商業系、業務系、工業系などの都市的機能をバランス良く配置していくことで、機能的でエネルギーや資源や水循環など地球環境への負荷が少ない効率的な都市づくりを行う。また特に職住共存地区では、近接する連携の良さによる効率性や機能性を再評価し、産業基盤の整備と生活環境の向上を図っていく。</p> <p>○ 中心市街地の活性化と都市拠点の育成 都市の中心としてのポテンシャルを活かし、商業等の活性化方策と連携した拠点の再整備や、産業と結びついた新たな都市拠点の形成などを行う。</p> <p>⑥ 都市機能の適正配置と連携</p> <p>○ 生活環境形成と都市基盤整備の連携 治水対策とまちづくりなどが一体となったスーパー堤防整備などのように、まちづくりとの整合のとれた、互いに連携し合う施設としての視点を踏まえるとともに、人・物・情報の交流基盤の整備と、陸・海・空の交流ネットワークの形成など総合的な交通体系の構築を図っていく。</p> <p>○ 高次都市機能の充実 空港、港湾などの既存ストックを活かしながら、交通基盤・ライフライン・廃棄物処理・情報基盤等の機能の充実と確実性の向上につとめる。</p> <p>○ 都市構造の再編整備 放射及び環状交通網の形成をはじめとする都市交通網の充実と情報網の整備を行い、地域特性を活かした都市核の形成、ベイエリアの活性化、既成市街地の再整備につとめるなど、既存ストックを活かした有機的な多核ネットワーク型の都市構造に向け再編整備を進める。</p> <p>⑦ 防災機能の強化と適正配置 阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、諸機能の分散配置、地域防災拠点や避難地の整備、オープンスペースの確保とそれらを結ぶ道路など交通ネットワーク網の整備、ライフラインや情報基盤の多重化・多元化等により、災害に対する安全性や災害時の機能代替性を高め、災害に強い都市づくりを推進する。</p>	<p>進を図ります。</p> <p>基本方針 b. 集約・連携型都市構造の強化 各地域における業務・商業・居住・医療等の多様な都市ストックを活用し、立体的・重層的にその機能を高めるなど土地の有効・高度利用を進めることで、各種都市機能の集約、高度化を図ります。</p> <p>あわせて、地域間において、その都市機能を相互に連携・活用できるよう、放射及び環状交通網の形成など道路・公共交通ネットワークの充実や、情報通信技術を活用した情報通信基盤の機能強化を図ります。</p> <p>鉄道駅周辺においては歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに(コンパクトシティ化)、特に、大阪都心部や主要鉄道駅周辺等の地域拠点については、サービス・交流拠点等にぎわい空間の創出、商業・業務施設等の充実を図るとともに、良質な都市型住宅や医療福祉施設等公益施設の立地を促進します。</p> <p>郊外部は、農空間等の良好な環境の維持・保全を図ることとし、特に産業の活性化や生活環境の向上などが地域において必要な場合は、自然環境にも配慮した上で、計画的な都市的土地利用を図ります。</p> <p>道路・河川・公園・下水道等都市基盤施設については、既存ストックを活かしながら効率的かつ効果的な整備を図るとともに、ライフサイクルマネジメントを意識した上で適切な維持管理・更新を行い、併せて、歩行者・自転車空間・親水空間・緑化空間の創出など公共空間の魅力づくりを図ります。</p> <p>②-2【将来像2:みどり豊かで美しい大阪】 基本方針 a. みどり豊かで環境負荷の少ない都市・地域づくり 大阪には、市街地近郊に自然豊かな山系や海辺があるという立地が活かされておらず、市街地では比較的身近なところにみどりがあるということが実感できにくくなっており、海～まち～山をつなぐ、みどりのネットワークの形成が重要になっています。また、ヒートアイランド現象等の環境問題も進行しており、府民が実感できるみどりの量的な充足や質の向上を進めていく必要があります。</p> <p>このため、周辺山系や臨海部、河川・道路等の府域の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出するとともに、学校・公園等公共空間のみどりの充実及び農空間や樹林地等の保全、建築物等の民有地緑化の推進などを図り、互いに結び付けていくことにより、海と山をつ</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p>なぐ「みどりの軸」の形成を目指します。</p> <p>また、環境保全を図りつつ豊かな生活を確保するために、地球温暖化問題への対応として温室効果ガスの大幅な排出削減を図るなど、環境負荷の少ない低炭素型の都市づくり・地域づくりが重要となります。</p> <p>このため、太陽光発電をはじめとする新エネルギーや省エネルギー技術の活用、エネルギーの面的利用などを促進し、エネルギー利用効率の高い都市の形成を図るとともに、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進などを図ります。また、物流の効率化を図るための道路ネットワークの整備促進や、モビリティ・マネジメント等マイカー利用を抑制し、公共交通機関や適切な自転車の利用を促進する施策を図ります。</p> <p>また、CO<sub>2</sub>の吸収源対策として、森林所有者とともに多様な主体が連携し、森林の間伐や植林を行うなど、森林の保全・育成を図ります。</p> <p><b>基本方針 b. 健全な生態系・水循環の構築</b></p> <p>健全な生態系を維持・再生するため、森林、農地、河川、海等の多様な自然環境の保全とともに、それらを有機的につなぐエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。</p> <p>里山や農地、干潟等は、生物多様性の保全や府民の身近な自然とのふれあいの場、レクリエーションや環境教育の場等として重要な役割も果たすことから、地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働により保全を図ります。</p> <p>また、健全な水循環を構築するため、公共用水域の良好な水質の確保や、水源かん養機能の維持・向上に資する森林・農地等の適切な保全、下水道の高度処理、合流式下水道の改善及び処理水再利用の推進などを図ります。また、水資源の効率的利用を図ります。</p> <p><b>基本方針 c. 地域資源を活かした美しい景観の形成</b></p> <p>大阪は、山、河川、海岸等の自然、歴史的街並み等、地域の特色に応じた多様な景観が形成されており、これらの景観を良好に保全・継承していくことが重要です。</p> <p>このため、市街地の背景となる周辺三山系の山並みを保全するとともに、美しい田園風景の形成に寄与する里山や棚田の保全・再生を図ります。河川や海岸等については、府民が集い、親しめる景観となるよう、自然環境の保全、水辺空間の整備を図ります。</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p>また、歴史的な建築物等、歴史・文化的資源の保全とともに、それらの資源を活かしたまちづくりを地域住民等と連携して行うことにより、調和した街並みや魅力ある都市空間の創出など、地域固有の景観の保全・形成を進めます。</p> <p>②-3【将来像3：安全・安心な大阪】 基本方針 a. 誰もが暮らしやすい生活環境の形成 少子・高齢化の進展に伴う世帯構成の変化や府民のライフスタイルの多様化などに対応した暮らしの選択ができるよう、主要鉄道駅周辺等においては、商業・福祉・文化・教育等の多様な都市機能の集積を促進し、歩いて暮らせる快適な生活環境の形成を図ります。郊外部においては、豊かな自然等地域資源を活かし、身近に自然とふれあうことのできる生活環境の創出を図ります。</p> <p>また、公共交通機関による移動の円滑化を図るため、点字や多言語による案内情報や、鉄道駅等を中心とした一定地域内での建築物も含むバリアフリー空間の形成を進めるなど、ユニバーサルデザインに配慮した土地利用を図ります。</p> <p>基本方針 b. 災害に強い都市・地域づくりの推進 災害の未然防止や発生時の被害を最小限にとどめるためには、関係機関が相互に連携・協働し、総合的・計画的にハード・ソフト施策を展開していくことが重要です。</p> <p>今後、発生が危惧される南海トラフ巨大地震や直下型地震等による災害リスクを低減させるため、道路・鉄道・上下水道等の耐震化や住宅・建築物の不燃化・耐震化を図ります。また、避難・延焼防止に有効な幹線道路、広場・公園等の整備を図るとともに、特に密集市街地においては、防災道路やポケットパーク等の確保を含め、防災性の向上を図ります。</p> <p>洪水や津波・高潮等の災害リスクに対しては、河川・下水道、砂防・治山、海岸保全施設等の整備・強化を図ります。また、都市部における雨水貯留・浸透施設の設置や、森林・農地・ため池等の保全による、雨水の河川・下水道への流出抑制を図ります。さらに、水害・土砂災害等の災害危険箇所の明示により、住宅等の適正な土地利用の誘導に努めます。</p> <p>災害時の円滑な救援・救助や迅速な復旧・復興が行えるように、防災拠点等の防災関連基盤の強化に加</p>	



計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p>え、道路等の交通基盤及び上下水道や電気・ガス、情報基盤のネットワーク化を図ります。</p> <p>さらに、大規模地震や洪水等による被害想定公表、避難場所・ルート等の防災情報を盛り込んだハザードマップの整備・普及などにより、地域住民の防災意識を高め、自主防災活動等の取組を促進します。</p> <p>②-4【多様な主体との連携・協働による地域づくり】 人口減少・高齢化の進展やそれに伴う担い手不足などにより、遊休農地・放置森林や空き家・空地等が増加し、環境・景観の悪化や治安面の不安といった土地の管理面からの問題が顕在化しています。土地所有者等による適切な管理を基本としつつ、府民・NPO・企業等の多様な主体と行政との連携・協働により、持続的かつ適切な土地利用を図り、より良い状態で次世代へ引き継ぐことが重要となります。</p> <p>こうした点を踏まえ、前述の将来像の実現に向けた共通する取組方針として多様な主体との連携・協働による地域づくりを促進します。</p> <p>a. 土地利用に関する情報の共有化 大阪府は、府域の土地利用の状況・推移などを、地理情報システム等を活用し総合的に把握・評価することで、各種行政計画等への活用を促進します。また、府民の土地利用に関する理解や主体的な取組を促進するため、土地情報の普及・啓発を図ります。</p> <p>b. 多様な担い手の確保と組織化 知識や経験が豊富な高齢者、環境問題等に取り組むNPO・企業等が増えつつある中で、こうした個人・企業等をつなぎ、支えていくための仕組みを整えていくことが重要です。</p> <p>このため、大阪府は、府民・NPO・企業等の参画による遊休農地の解消や放置森林の管理、「共生の森」等のみどりづくりを進めます。</p> <p>そして、行政と地域住民等との協働による緑化活動や道路・河川等の美化活動を促進します。空地については、治安面・環境面等の課題の解消に向け、所有者等への適正な維持管理を求めるとともに、ゆとり空間や防災空間等としての活用を促進します。</p> <p>また、鉄道駅周辺等のうち、商業機能の低下や空き店舗・空地の増加などに伴う活力・魅力の低下が懸念されている市街地においては、行政及び商業事業者や地域住民等により、商業等の活性化方策と連携しながら、都市基盤や都市機能の再整備を図ります。</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
(2)地域別の土地利用の基本方向	<p>(2) 地域別の土地利用の基本方向</p> <p>府域の地域区分は、本府の土地利用の骨格となる自然的・社会的条件や歴史的なまちなりたちを勘案するとともに、自然的土地利用と都市的土地利用の割合や、住居系・工業系・商業業務系の土地利用の割合などを考慮し、現況の土地利用構成が地域ごとにそれぞれ異なる特徴を示していることを踏まえ、府内を「北大阪地域」「東大阪地域」「大阪市地域」「南河内地域」「泉州地域」の5地域に区分する。</p> <p>地域別の土地利用の基本方向については、各地域の自然的・社会的・経済的及び文化的特性と既存ストックに配慮しつつ、活力と定住魅力ある大阪をめざし、地域ごとに独自性のある土地利用を図るものとする。</p> <p>① 北大阪地域</p> <p>北大阪地域は、交通の利便性が高い地域であり、都心部への通勤人口が多いベッドタウンとして、住宅系の土地利用を中心に、交通至便な平地部・丘陵部はほぼ全域が市街化し、さらに、部分的には山麓部まで市街化している。また、既成市街地の一部においては、狭小住宅密集地区の形成や土地利用の混在などが見られる。</p> <p>本地域は、既成市街地の整備を進め、良好な地域環境の形成を図るとともに、丘陵部の一部では自然環境と調和した良好な新市街地形成を計画的に図っていく。さらに、国土の主軸上に位置するという有利性、並びに高度な学術・研究機関、文化施設の集積等を活かし、商業・業務・流通機能、国際的な学術文化・研究開発・情報の中核機能を備えた魅力ある地域の形成を図る。</p> <p>○ 宅地については、既成市街地において、住宅地の整備を進めるとともに、良好な住宅地を中心に住環境の維持、増進を図る。特に、大阪市外縁部に広がる狭小住宅密集地区においては、都市基盤施設の整備やオープンスペースを確保した総合的な住環境の整備を進める。商業・業務地については、都心機能を分担する高次の都市核形成とともに、主要な交通結節点や駅前地区等を中心として複合機能を備えた都市核の形成を図る。また、丘陵部においては、ゆとりある良質な住宅地を形成するとともに、教育、研究、文化施設のストックの充実を図る。</p> <p>○ 農地については、農業振興地域の指定を受けている地域を中心に適正な保全・確保を進めるとともに、ほ場整備や中山間地域の総合整備につとめる。</p> <p>○ 森林については、公益的機能を十分発揮しうるよう積極的に保全・整備を図るとともに、自然環境を活かしたレクリエー</p>	(削除)	大阪府国土利用計画の改定に伴うもの。(平成22年10月改定)

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>ション等の場としての活用を図る。また、併せて、土砂災害を防止するための施設の整備を図る。</p> <p>② 東大阪地域</p> <p>東大阪地域は、密集した既成市街地が広く存在するとともに、中小企業が集積し住と工が混在する地域も見られ、外周部の多くは生駒山系の山麓部まで住宅地が形成され市街化が進展している。</p> <p>本地域は、大阪市外縁部に広がる狭小住宅密集地区や住工混在地区において、住環境の改善等を図るとともに、職住近接の利点を活かした工業の振興を図る。主要交通結節点等においては、商業・業務機能、居住機能等が集積する新たな都市核の形成を進める。丘陵部においては、スポーツ、レクリエーション施設の整備を図る。</p> <p>○ 宅地については、既成市街地において住宅・住環境の向上につとめるとともに、良好な住宅地を中心に住環境の維持・増進を図る。特に、大阪市外縁部に広がる狭小住宅密集地区や住工混在地区においては、都市基盤施設の整備やオープンスペースを確保した災害に強い良好な住環境の整備と併せて、多様化する需要に応じた都市型住宅の供給を総合的に進めるとともに、工業集積とそのネットワーク、職住近接という利点を活かした工業の振興を図る。また、主要な交通結節点や駅前地区等を中心として、複合機能を備えた新都心整備、都市核の形成を図る。丘陵部においては、良好な住環境の整備につとめるとともに、研究開発拠点の形成を図る。</p> <p>○ 農地については、都市的土地利用との計画的な調整を図りつつ、優良農用地、集团的農用地の保全・活用につとめる。</p> <p>○ 森林については、公益的機能を十分発揮しうるよう積極的に保全・整備を進めるとともに、北生駒地域における土砂採取跡地の緑化回復、適正利用及び府民の森の活用などを通じ、レクリエーション等の場の形成を図る。また、土砂災害を防止するため、生駒山系グリーンベルト整備事業をはじめとする土砂災害対策のための施設の整備を図る。</p> <p>③ 大阪市地域</p> <p>大阪市地域は、近畿・西日本の中心地としての立地上の利点を活かした商業・業務・流通機能などの高度な機能の集積地であり、近年は、商業・業務機能の一層の充実とベイエリアの多様な土地利用展開、居住機能回復の動向がある。</p> <p>本地域は、高度な都市機能の集積を活かし、国際的な中枢機能の強化をめざした土地利用を行うとともに、高度で多様な都市機能を身近に享受し、職住が近接した魅力ある都市居住を推進する。</p>		

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>○ 宅地については、居住機能の回復を目的に、既成市街地の住宅・住環境の整備を進める。特に、外縁部に広がる狭小住宅密集地区や住工混在地区においては、都市基盤施設の整備やオープンスペースを確保した災害に強い住環境の整備を総合的に進めるとともに、多様化する需要に応じたゆとりある都市型住宅の整備を進める。商業・業務機能の高度に集積した都心部においては、土地の高度利用を促進し、国際経済中枢機能、文化創造機能、情報の創造・発信機能等の強化・集積を図る。</p> <p>臨海部は、関西国際空港ともつながる広域的な湾岸軸上に位置しており、職・住・遊・学の機能を備えたベイエリアの新しい都心の形成をめざし、高次な都市機能の集積を図るとともに、水際を利用したスポーツ、レクリエーション施設の整備など多面的な土地利用を促進する。</p> <p>○ 市内に残された農地については、密集する市街地における緑やオープンスペースなどのゆとり空間としての価値を重視し、府民参加も視野に入れたレクリエーションなどの機能も活用していく。</p> <p>④ 南河内地域 南河内地域は、市街地の一部において、泉州地域との連たんが見られるものの、都市化の進展が比較的緩やかで農林業も営まれており、自然と親しめる緑に恵まれた地域である。また、近つ飛鳥の古墳群や伝統的まちなみ、日本最古の国道といわれている竹内街道など、歴史的文化遺産も多く残されている。</p> <p>本地域は、恵まれた自然条件、歴史・文化的条件等を活かし、既成市街地の住環境の向上を図るとともに、自然環境の保全に十分配慮しつつ、自然と共生する住宅地の形成を図る。</p> <p>○ 宅地については、既成市街地において、住宅・住宅地の整備を進めるとともに、良好な住宅地を中心に住環境の維持・増進を図る。また、宅地化農地などにおいては、自然と調和した良質な住宅・住宅地の供給を行う。</p> <p>○ 農地については、本府の主要な生鮮食料品の供給地となっており、広域農道整備、中山間地域の総合整備などの農空間整備により、優良農用地、集团的農用地の保全・活用につとめる。</p> <p>○ 森林については、公益的機能を十分発揮させつつ、集約的に林業が営まれている地域については今後ともその振興につとめるなど、積極的に保全、整備を図るとともに、土砂災害を防止するための施設の整備を図る。また、自然環境の保全を図りつつ、府民のレクリエーションの場としての整備を進める。</p> <p>⑤ 泉州地域 泉州地域は、大阪の発展を支えてきたベイエリア北部の工</p>		

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	<p>業集積地帯から南部の府内唯一の自然海岸までの多様な長い海岸線を有し、市街地と山地部の間の農地においては、特色ある農業経営が行われている。また、関西国際空港の開港に伴う、都市基盤整備や宅地化の進展が見られる地域でもあるが、古くから文化が栄え、恵まれた水と緑の自然地も、比較的多く残っている。</p> <p>本地域は、恵まれた自然条件、歴史・文化的条件等を活かし、環境の保全に十分配慮しつつ、関西国際空港関連の交通体系をはじめとして整備された都市基盤を活用し、良質な住宅地供給を図るほか、生活・文化・産業・レクリエーション機能などが調和した魅力ある都市環境の育成と、自然と調和した市街地の形成を図る。</p> <p>○ 宅地については、既成市街地において、住宅地の整備を進めるとともに、良好な住宅地を中心に住環境の維持・増進を図る。丘陵部においては、自然との共生を図る良質な住宅・住宅地の供給を図る。また、主要な交通結節点や駅前等を中心として、複合機能を備えた都市核の再生を図る。</p> <p>臨海部は、関西国際空港とそれに関連した交通網や港湾等の整備・廃棄物の広域処理場等の整備や、交通結節性を十分に活かして、職・住・遊・学を考慮するとともに、先端技術産業、研究開発機能の立地誘導により、大阪湾ベイエリアの新たな先導的都市空間としての再生を図る。このため、都市型・高付加価値型産業等の適正な配置を進め、国際交流・物流・生産・居住など多彩な機能をもつ施設の整備を図る。また、空港機能の高度化を支える都市核の形成をめざし、引き続き人・物・情報の交流拠点と都市環境づくりを進める。南部の海岸線においては、残された自然海岸を保全するとともに、府民の海とのふれあいの場としてすぐれた水辺環境の創造をめざし、公園・レクリエーション施設の配置、漁港周辺の遊歩道整備などにより、保全と活用を図る。</p> <p>○ 農地については、本府の主要な生鮮食料品の供給地となっており、基幹農道整備、農村総合整備、ほ場整備などの農空間整備により、優良農用地、集団的農用地の保全・活用につとめる。</p> <p>○ 森林については、国の天然記念物にも指定されている和泉葛城山系のブナ林をはじめ貴重な自然環境として保全を図り、公益的機能を発揮させる府民のレクリエーションの場としての整備を進めるとともに、土砂災害を防止するための施設の整備を図る。</p>		

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
<p>(2)土地利用の原則</p> <p>①都市地域</p> <p>②農業地域</p> <p>③森林地域</p> <p>④自然公園地域</p>	<p>(3)土地利用の原則</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域とします。</p> <p>農業地域は、農地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域とします。</p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条に規定する国有林の区域又は同法第5条の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域とする。</p> <p>森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水資源かん養、環境保全、保健休養等の公益的機能を通じて府民生活に大きく寄与していることから、森林の保全及び利用をすすめるとともに、森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるようその整備を図るものとする。また、既存の緑の質の向上・回復・形成を図っていくものとする。</p> <p>○ 保安林(森林法第25条及び第25条の2による保安林をいう。以下同じ。)については、国土保全、水資源かん養等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、原則として他用途への転用は行わない。</p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条の自然公園として指定されることが相当な地域とする。</p>	<p>(2)土地利用の原則</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。</p> <p>農業地域は、農地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。</p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域とします。</p> <p>森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源かん養、環境保全、保健機能等の公益的機能を通じて府民生活に大きく寄与していることから、森林の保全及び利用をすすめるとともに、森林の持つ多面的機能が総合的に発揮されるようその整備を図るものとし、また、既存の緑の質の向上・回復・形成を図っていくものとし、</p> <p>○ 保安林(森林法第25条及び第25条の2による保安林をいう。以下同じ。)については、国土保全、水資源かん養等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、原則として他用途への転用は行いません。</p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域とします。</p>	<p>大阪府国土利用計画の改定に伴うもの。(平成22年10月改定)</p> <p>「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針(案)」と整合を図るため。</p> <p>「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針(案)」と整合を図るため。</p> <p>「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針(案)」と整合を図るため。</p> <p>国有林の区域を明確化。地域森林計画の対象となる民有林の区域を明確化。</p> <p>通常使用される表現との整合を図るため。</p> <p>通常使用される表現との整合を図るため。</p> <p>「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針(案)」と整合を図るため。</p> <p>自然公園地域の明確化。</p>

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
<p>⑤自然保全地域</p> <p>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画</p> <p>(参考2)府内地域区分図</p> <p>(参考2)用語解説</p>	<p>自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて府民の保健休養及び教育に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第45条に基づく大阪府自然環境保全条例第11条による、大阪府自然環境保全地域として指定されることが相当な地域とする。</p> <p>規模 約1,000ha</p> <p>事業主体 <u>空港周辺整備機構、国、大阪府、豊中市</u></p> <p><u>府内地域区分図</u></p> <p>(追加)</p>	<p>自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて府民の保健機能及び教育に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。</p> <p><u>○ 特別保護地区(自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。)については、景観の厳正な維持を図るものとしします。</u></p> <p>自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、<u>自然環境保全法第45条第1項に基づく大阪府自然環境保全条例第11条による、大阪府自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域としします。</u></p> <p>規模 約800ha</p> <p>事業主体 <u>新関西国際空港(株)、大阪府、豊中市</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>エコロジカル・ネットワーク</u>  <u>分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとすること。</u></p> <p><u>公共の福祉</u>  <u>土地は、その利用が相互に大きな影響を及ぼしあうなど、公共(社会一般)の利害に係る特性を有していることから、国土利用計画法の理念として定めているもの。</u></p>	<p>通常使用される表現との整合を図るため。</p> <p>特別保護地区が指定されているため。</p> <p>「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針(案)」と整合を図るため。  自然保全地域の明確化。</p> <p>大阪国際空港に係る航空機騒音の指定区域が変更されたため。  事業主体が変更されたため。</p> <p>大阪府国土利用計画の改定に伴うもの。(平成22年10月改定)</p> <p>大阪府国土利用計画の改定などに伴うもの。(平成22年10月改定)</p>

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p><u>国際コンテナ戦略港湾</u> 産業の国際競争力の低下や海外流出を防ぐための方策として、我が国港湾の国際競争力強化を目的に、国土交通省が「選択」と「集中」に基づき選定した港湾。平成22年8月に阪神港(大阪港、神戸港)と京浜港(東京港、横浜港、川崎港)が選定。</p> <p><u>里山</u> 集落や人里の近くにあり、薪炭用材や山菜の採取など、人々の生業や暮らしの中で利用されることで環境が形成されてきた地域のこと。地形的に「山」とは限らない。</p> <p><u>持続可能な発展</u> Sustainable Developmentの和訳。自然環境と都市の発展を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮した社会・経済面等からの発展が可能であり重要であるという考えに立つもの。</p> <p><u>セミパブリックな空間</u> 民有地において公益的な利用を図る空間の概念。狭い意味では公開空地等があり、さらに森林や農地等についても環境・防災等といった公益的な機能を確保する空間として捉えることができる。</p> <p><u>農空間</u> 農業振興地域を中心に、周辺山系と市街地の間にある農地、里山、集落、農業用水路やため池等の農業用施設等が一体となった地域。</p> <p><u>ハザードマップ</u> 災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、地震、洪水、土砂災害等によって想定される被災状況やそれら災害時における避難場所・ルート等の防災情報を盛り込んだ地図。</p> <p><u>防災拠点</u> 地震等の大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護などの災害応急活動の拠点となる施設。</p>	



計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p><u>放置森林</u> 平成19年8月に策定した「放置森林対策行動計画」において、対象とする森林を、『①間伐が遅れて林内が暗く、土壌の流出などが見られる人工林 ②過密になり隣接する森林に拡大している竹林』としている。</p> <p><u>ポケットパーク</u> 道路の沿道や駅前等の一角に、憩いの場となるようなベンチ等を設けた小空間。災害時においては延焼防止や一時避難地としての活用が期待できる。</p> <p><u>密集市街地</u> 高度経済成長期等に、道路等の都市基盤が整わないまま、木造賃貸住宅等が密集して立地した地域。</p> <p><u>みどりの軸</u> 海と山が近接し、海風が吹いている大阪の地形とみどりが持つヒートアイランド現象の緩和効果を活かして、河川や道路等の空間並びにその周辺をみどりでつなぐことによって形成された軸。</p> <p><u>モビリティ・マネジメント</u> 個人や組織・地域のモビリティ(移動状況)が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした施策。具体的には、渋滞や環境問題、個人の健康といったことに配慮しつつ、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車等を使う方向へ転換していくことを指す。</p> <p><u>遊休農地</u> 農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。</p> <p><u>ユニバーサルデザイン</u> 障がいの有無、年齢、言語等にかかわらず快適に利用できるよう、製品・建物・空間等をデザインすること。高齢者や障がい者等にやさしい形や機能は、誰にとってもやさしいものになることを前提に、普遍性を強調した概念。</p>	

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
		<p>ライフサイクルマネジメント            ライフサイクル(整備と維持管理の全過程)にわたって、効用の創出・向上並びに費用の削減を総合的に行うとともに、CO2削減も考慮し、最適な代替案を選択しながら管理すること。</p>	

## 2. 関係行政機関との調整内容

番号	市町村名	箇所	意見の概要	大阪府の見解
(1)	池田市 豊中市	1 (1)土地利用の基本方向 ②土地利用における大阪の将来像と基本方針 P4 下から11行目	平成23年5月に関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(経営統合法)が成立し、今年7月から両空港の一体経営がスタートした。 経営統合法の趣旨にあるように、大阪国際空港の位置付けが変化したものではないが、 <u>国内線の基幹空港として大阪国際空港の機能強化や活用についても記述</u> をお願いする。	本基本計画は目標年次平成32年度の大阪国土利用計画(第4次)を基本とするものに対し、「 <u>関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針</u> 」では、 <u>その基本方針が3年後を目途に見直されることとなっていること、伊丹空港について将来のあり方を今後検討することとなっていること</u> から、現案どおりと考えております。
(2)	池田市	1 (1)土地利用の基本方向 ②土地利用における大阪の将来像と基本方針 P4 下から2行目	国内外からの多様な企業や人が集まる都市の形成を方針としているのであれば、大阪国際空港の位置づけははずせない。 国土利用計画(第4次)が今後の10年先を見据えての計画であることから、この10年間で <u>の賑わいと活力の創出</u> という意味で、 <u>鉄道間のネットワークだけでなく、都心部とのネットワークが形成されている大阪国際空港の活用する旨の記述</u> をお願いする。	<u>当該部は鉄道ネットワークについて記述</u> しております。 なお、 <u>地域拠点等を活用したにぎわい・活力</u> に関してはP5の2行目以降で記載しております。
(3)	岸和田市	1 (1)土地利用の基本方向 ②土地利用における大阪の将来像と基本方針 P4 下から11行目	関西国際空港の国際拠点化や都心までのアクセス強化促進は記載されているが、 <u>地域連携や活性化についても記載</u> してほしい。	<u>当該部は関西国際空港の機能強化について記述</u> しております。 なお、 <u>地域活性化に繋がる商業・業務施設等の都市機能の集積</u> に関してはP5の2行目以降で、 <u>地域間における都市機能の相互連携・活用</u> についてはP5「b.集約連携型都市構造の強化」で記載しております。
(4)	岸和田市	1 (1)土地利用の基本方向 ②土地利用における大阪の将来像と基本方針 P5 9行目	大阪都心部などの地域拠点について記載されているが、北高南低の都市基盤の状況の中、次世代産業誘致・集積等については、第二京阪道路や新名神高速道路沿道の活用のみならず、泉州地域への積極的な取組として <u>大阪湾岸線沿道の産業用地活用の記述</u> もお願いしたい。	新たな幹線道路沿道では特に乱開発が行われることが懸念されることから、 <u>当該部は秩序ある計画的な土地利用を行うことについて記述</u> しており、現案どおりと考えております。

### 3. 五地域区分の変更概要

#### (1) 総括表

	現 行 計画面積	変 更 面 積			変更後の 計画面積
		拡 大	縮 小	差 引	
都 市 地 域	189,604 ha ----- 99.6 %	—	—	—	189,604 ha ----- 99.6 %
農 業 地 域	32,510 ha ----- 17.1 %	—	—	—	32,510 ha ----- 17.1 %
森 林 地 域	56,232 ha ----- 29.5 %	—	26ha	△26ha	56,206 ha ----- 29.5 %
自然公園地域	20,039 ha ----- 10.5 %	—	—	—	20,039 ha ----- 10.5 %
自然保全地域	38 ha ----- 0.0 %	—	—	—	38 ha ----- 0.0 %
五 地 域 計	298,423 ha ----- 156.8 %	—	26ha	△26ha	298,397 ha ----- 156.8 %
白 地 地 域	123 ha ----- 0.1 %	—	—	—	123 ha ----- 0.1 %
大阪府総面積	190,354 ha ----- 100.0 %	—	—	—	190,354 ha ----- 100.0 %

注1：大阪府総面積は、平成23年10月1現在の国土地理院公表の府土面積にその後の埋立てによる増分（426ha）を加えたものである。

注2：五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

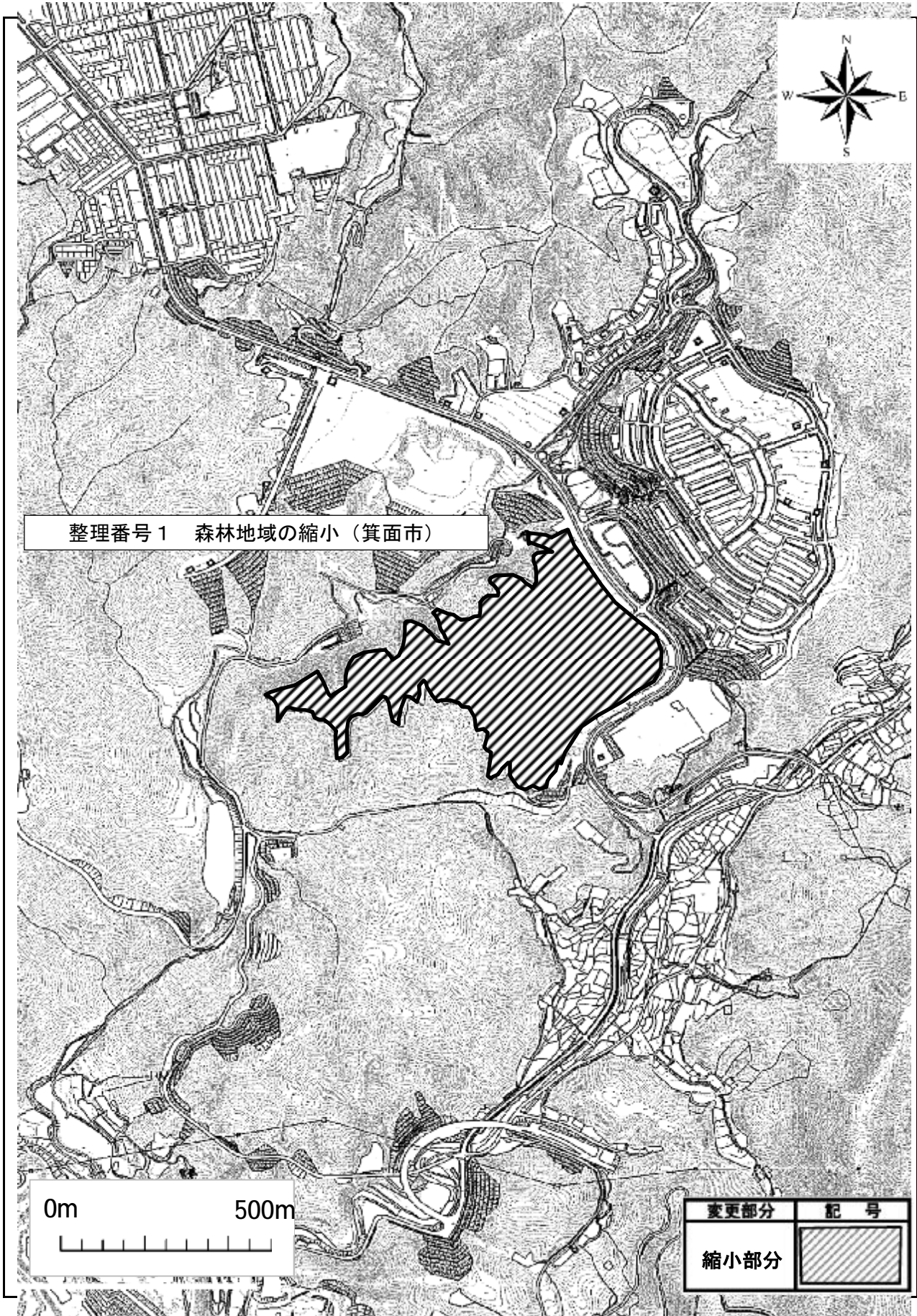
(2) 変更箇所の詳細

整理 番号	変更地域名 (基本計画図番号)	市町村名	変更部分の面積		変更部分の重複状況等			変更部分 の 地目現況	変更を必要とする理由	地域設定に伴う 土地利用に関する 基本的事項	関連する 個別規制法の措置 (予定)
			拡大 (ha)	縮小 (ha)	他地域 との重複 (ha)	細区分の 指定状況 (ha)	白地地域の 増減 (ha)				
1	箕面森林地域 (4-1)	箕面市	—	24	都市地域 24	市街化区域 23 市街化調整区域 1	—	宅地 24	箕面森町において住宅地を造成する林地開発に伴い、森林地域の一部を縮小するものである。	宅地	大阪地域森林計画の変更 (平成 24 年度)
2	枚方森林地域 (4-2)	枚方市	—	2	都市地域 2	市街化区域 2	—	その他 2	事業場の設置（土砂の選別プラント及び製品置場）に伴い、森林地域の一部を縮小するものである。	事業地	大阪地域森林計画の変更 (平成 24 年度)

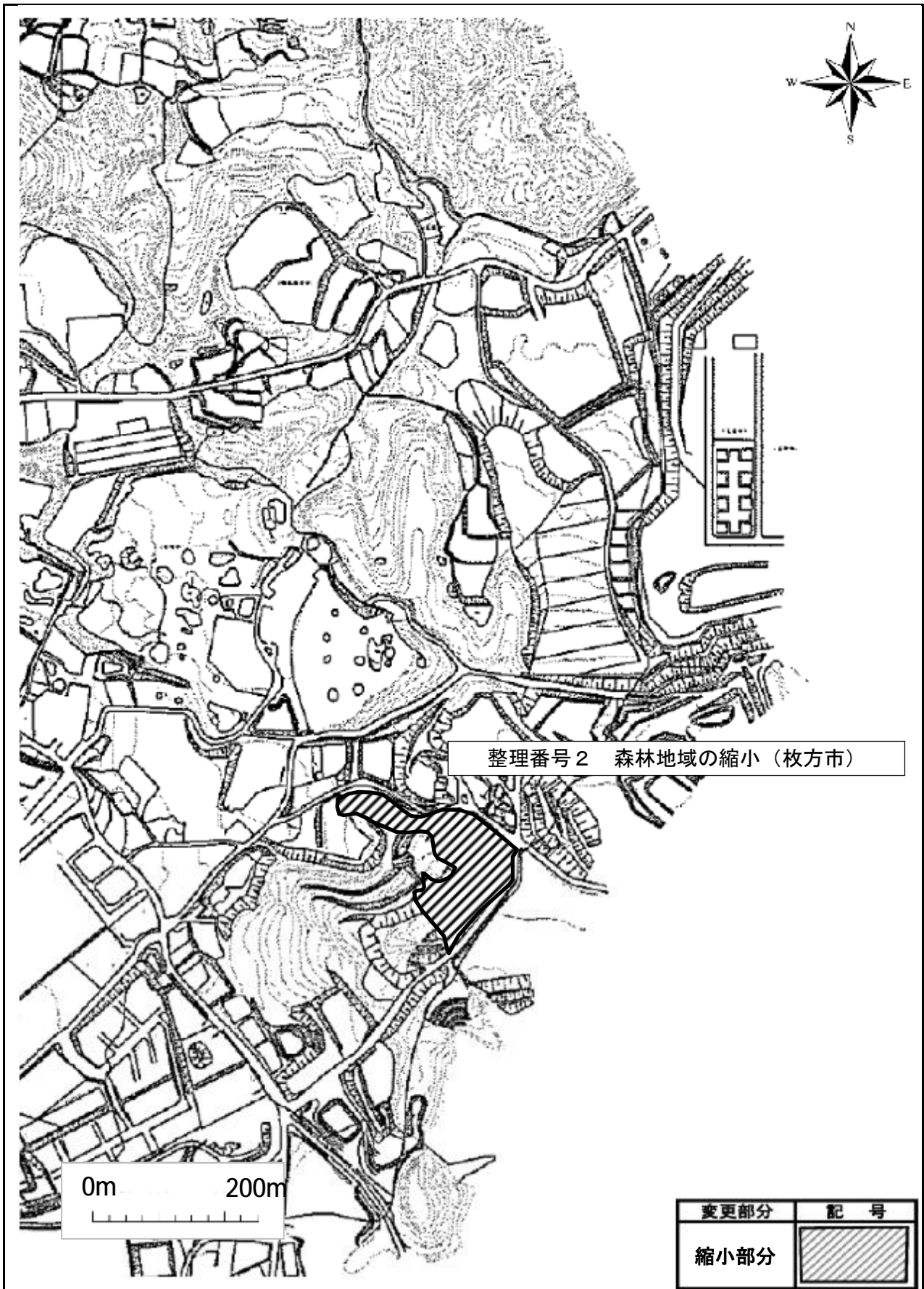
## 4. 変更箇所図



森林地域縮小（箕面市）



森林地域縮小（枚方市）





## 5. 関係市町村との調整経過

調整先の名称	年 月 日	調 整 の 概 要
箕 面 市	平成 24 年 9 月 21 日	変更原案について意見聴取を行った結果、異議はなかった。
枚 方 市	平成 24 年 9 月 21 日	変更原案について意見聴取を行った結果、異議はなかった。